

図書館へ行こう！

淡窓図書館 ☎ 2497

新刊紹介

神坐す
世界遺産 宗像大社
沖ノ島 自然と祭り

山村善太郎／著者
株式会社小学館／出版社



世界遺産 沖ノ島信仰の全貌

平成29年(2017)に世界遺産に登録された『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の写真集。一般の人が上陸できない世界遺産として知られる沖ノ島。すべて国宝に認定されている島内から出土した8万点のご神宝の中から厳選した写真を多数収録。

●おいでよ！おはなし会

8月9日(土) 午後3時から 23日(土) 午前11時から

淡窓図書館のインターネットサービスをご存知ですか？

利用者カードをお持ちで、パスワード申請がお済みの人は、利用者カードを忘れてもスマートフォンを利用して本の貸出しができます。

※利用者カード又はパスワードをお持ちでない人は、図書館の窓口で申請の手続きができます。身分証明書(運転免許証、学生証等)をお持ちください。

■「Web利用者カード」の表示方法

- ①淡窓図書館の蔵書検索のページ右上から利用者カード番号とパスワードを入力してログインします
- ②ログインしたあと、「利用者メニュー」の中の「Web利用者カード」をタップすると、利用者番号とバーコードが表示されます

■蔵書検索や予約、新着本の検索など

- ①「蔵書検索・予約」のページで、書名又は著者名等で検索します
- ②貸出中(「貸出×」の表示)の場合に限り、予約することができます
- ③その他メニューから新着本の検索などができます

開館時間(日曜日、祝日は午後6時まで)
午前9時～午後7時

休館日(休日と重なる場合は翌平日)
毎週月曜日、第4木曜日、12月29日～1月4日



環境ライフ Vol.27



知ってほしい「地域猫活動」



「地域猫活動」は一見すると“猫が好きな人の活動”と思われるがちですが、実際には、猫による被害や困りごとを感じている人たちの暮らしを守るために重要な取組です。

活動をより効果的に進めるためには、一部のボランティアの人だけでなく、地域全体のご理解とご協力が欠かせません。

■主な活動内容



- TNR活動
(Trap捕獲→Neuter不妊去勢手術→Return元の場所に戻す)
- 適切なエサやり
(時間や場所を決め、食べ残しを片付ける)
- トイレの設置と清掃管理
- 地域住民や自治会との話し合い・説明活動

地域猫活動や市の取組についての詳細は、市ホームページをご確認ください▶



地域猫活動とは、飼い主のいない猫(野良猫)に不妊去勢手術を行い、地域で見守りながら猫の数が 증가しないようにする取組です。
この活動によって、猫のふん尿や繁殖に伴うトラブルを軽減し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

環境課企画推進係 ☎ 8357 (市役所2階)

■ご協力をお願い



●野良猫へのエサやりは、ご配慮ください

野良猫にエサを与える行為は、その“命に責任を持つ”ということです。「かわいそうだから」とエサを与えることが、結果として過剰繁殖を招く恐れがあります。地域猫活動のルールに沿った適切なエサやりのご協力をお願いします。

●飼い猫の外飼いはお控えください

外での飼育は、猫が事故や感染症の危険にさらされるだけでなく、近隣トラブルの原因にもなります。“完全室内飼育”のご協力をお願いします。

●ペットの遺棄や虐待は法律で禁じられています

ペットを捨てることや虐待する行為は、動物愛護法で禁止されており、罰則の対象となります。また、無許可で罠や毒餌を設置することも同様に違法となります。

手話で話そう

今月の手話④

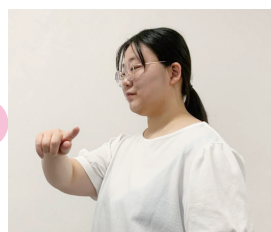
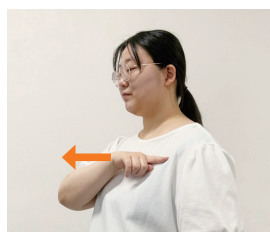
「お先に失礼します」

動画も公開しています。
一緒にやってみましょう！



今回の紹介者は、社会教育課の職員です。

お先に



右手の人差し指を左胸のあたりに当てて、少し前へ出します。これは、「一番」という手話です。

失礼します



開いた右手の親指と4指を閉じながら、右斜め前へ出します。これは、「帰る」という手話です。

※手話表現は、地域や年代で多少異なる場合があります。

福祉支援課障害福祉係 ☎ 8290 (市役所1階)

見守り 瓦版⑮

消費者トラブルに役立つ情報や、日常生活にかかわりの深いテーマを取り上げ紹介します



お米の詐欺サイトにご注意を！

【お米の詐欺サイトを避けるためのチェックポイント】

- ☑ 価格が通常より不自然に安い
- ☑ 事業者の連絡先が明確に表記されていない
- ☑ インターネットで検索すると、無関係の事業者情報などのウソの情報が記載されている
- ☑ 問合せ電話番号が通じない



もしも、
トラブルに巻き込まれた場合は？

どこに相談して良いかわからない場合は、一人で悩まずに、消費者ホットライン188番(消費者庁が消費者にお近くの消費生活相談窓口を案内する目的で作った電話番号)をご利用ください。



困ったときはご相談ください

日田市消費生活センター(市役所6階) ☎ 9393 (相談専用)